

○議長（茅沼隆文）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１２人です。定足数に達しておりますので、これより平成２７年開成町議会６月定例会議（第２日目）の会議を開きます。

午前 ９時００分 開議

○議長（茅沼隆文）

本日は日曜議会を開催しております。早速、本日の日程に入ります。

日程第１ 一般質問を行います。質問の順序は、先に抽せんを行いました順序で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。各人の持ち時間は、一人３０分の時間通告制で行います。なお、持ち時間より早く終了しても、お手元に配付してあります、時間割り表のとおり行いますので、ご承知おきいただきたいと思います。なお、質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、２番、山田議員、どうぞ。

○２番（山田貴弘）

皆様、おはようございます。２番議員、山田貴弘です。

さきに通告しました、新たな住民組織によるごみ集積所の管理を、について質問を行っていききたいと思います。

家庭ごみの集積所めぐり、自宅前のごみ集積所の利用を認めさせないよう求めた訴訟の判決で、ごみの集積所の利用を禁じた地裁判決が出されております。この裁判では、自治会を被告としております。

また、被告の住民側の主張といたしまして、ごみの出し方に気を使うなどしている、被害者は受忍限度内と訴えていましたが、裁判長はこれを認めず、退けました。

背景として、自治会とのトラブルによりお互いに緊張関係を招いたこととされております。

このような状況を踏まえながら、最初に７課題について質問をしていききたいと思います。

①カラス対策に有効とされている、ごみ集積所に設置されているネットの効果について。

②景観の悪化を防ぐためのステーション施設及び受け入れシステムの内容の拡充を図るための事業実施を。

③モデル地域を指定し、住民の役割として、ごみの分別の徹底を図る。悪臭のもととなる食材、残飯の処理方法の検討及び規制強化の検討を。

④下水道に接続されている世帯に、ディスポーザー設置の推進及び助成の検討を。

⑤家庭ごみ等の集積所管理は、自治会組織による管理が妥当なのか。住民組織（自治会未加入者も含む）による、新たな協力体制を整えた組織によった管理方法の検討が必要ではないのでしょうか。

⑥「町内から出るごみを町外に持ち出さない」をキャッチフレーズにした、さらな

る啓発事業の充実を。

⑦新住民の方々に、各自治会組織の仕組み、役割等がわかるよう、魅力ある内容のパンフレットを作成し、自治会加入に理解してもらい、協働の推進を図っていくべきではないのでしょうか。

以上、登壇での質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。

質問事項が多いので、少し長くなってしまいますけれども、よろしくお願いいたします。

1 項目めのカラス対策に有効とされている、ごみ集積所に設置されているネットの効果について、お答えします。

ごみネットについては、主に次の2点の理由により、採用をしております。

1 点目は、議員の言われるように、カラスや猫などの動物対策として。2 点目は、強風などによるゴミの飛散防止対策として、であります。

ごみを出す人のマナーに負うところではありますが、出されたごみ袋が、ネットによって、しっかりとカバーできていれば、効果を発揮しているものと判断をしております。

続いて、2 項目め、景観の悪化を防ぐためのステーション施設及び受け入れシステムの内容について。

まず、各地域にあるごみステーション、以後、集積所と統一をさせていただきますが、おおむね次の方針により、設置をしております。

一つ目、自治会を中心に地域利用者の方の意見を調整していただき、ご希望の場所に、水路上や、官地などにより、一定の面積が確保できれば、フェンスの設置等を行い、集積所として整備をしております。

次に、同様に、地域での意見調整はしていただきましたが、適地が確保できない場合、あるいは平常時の景観を優先したい場合などは、歩道や道路脇を利用して、ごみネットの設置のみで集積所としております。

そのほか、開発行為による場合は、開発指導要綱により、開発事業者に対し、区域内周辺を含め、利用戸数がおおむね20戸に1カ所、集積所を設置するよう指導し、協力を依頼しております。

確かにネット設置のみの集積所は、ごみが置かれている間は、景観上の課題はありますが、終日置かれているわけではなく、収集日の一定時間のみであるため、地域利用者にも賛同をいただいていると判断をしております。

ただし、状況の変化等、現状の集積所に不都合が生じた場合や、別に適地が確保できるようになった場合には、再度、自治会を中心に、地域利用者で調整をしていただく上で、移設などに適時対応していきたいと思っております。

今後も、自治会との連絡は密にし、少しでも集積所の改善が進むように取り組んでいきたいと思っております。

3項目め、モデル地域を指定し、住民の役割として、ごみの分別の徹底を図るということですが、まず、ごみの分別の徹底については、毎年発行している町民カレンダーや、今年は特に3月に配付しました「家庭ごみ分別早見表」により推進しているところではありますが、引き続き広報等を活用し、啓発を進めていきたいと思っております。

生ごみ対策としては、7月を生ごみ削減キャンペーン月間として、生ごみ処理機、キエーロの普及、促進と、水切り三角コーナーのモニター募集を7月2日から、各地域に出向いて行います。

現在、お知らせ版や、回覧で、キャンペーンの日程をお知らせしているところであります。

生ごみ処理機、キエーロは、正しく使用すれば、悪臭や虫が発生する問題もなく、生ごみが消滅するので、究極の削減効果を持っていると言われております。私も今、申し込みまして、月曜日に入る予定であります。

最近では、神奈川新聞でも連載で取り上げられるなど、知名度も上がってきております。町でも特に力を入れていきたいと思っております。

一方、ごみの排出方法については、規制することまでは考えておりません。悪臭対策としては、生ごみを含む場合には、「しっかりと袋の口を縛って出してください」など、ごみの出し方のマナーの徹底を図る啓発を進めていきたいと思っております。

4項目めの下水道に接続されている世帯に、ディスポーザーの設置の推進ということですが、ディスポーザーとは、台所の流しの下に設置をし、水と一緒に生ごみを細かく粉砕する装置で、そのまま下水管に流してしまう直接投入タイプと、ディスポーザーと下水管の間に排水処理装置を備えるタイプ、この2種類があります。

町では、「開成町ディスポーザー排水処理システム等取扱要綱」により、排水処理装置があるタイプのディスポーザーの設置は可能としております。

しかし、直接投入タイプのディスポーザーは、酒匂川流域下水道処理場が処理している排水の水質が悪化すると神奈川県の調査結果に基づき、処理場を管理する公益財団法人神奈川県下水道公社より、直接投入タイプのディスポーザーは設置しないよう依頼されており、町でも設置を認めておりません。

現在一般住宅に関しては、処理装置付きタイプのディスポーザーは、エコバリューセット補助金の対象設備の一つとして上限5万円の助成制度を用意はしております。

今後は、新たに建設される集合住宅に対する設置促進策を検討していきたいと考えております。

5項目めの家庭ごみ等集積所管理は、自治会組織による管理が妥当なのかということについて、お答えします。

先ほど、2項目めでお答えしたとおり、開発行為以外でごみ集積所の設置等の要望がある場合には、地域で調整をしていただき、その後、自治会要望で提出をしていただき、対応させていただいております。もちろん、急を要する場合もありますが、そ

の場合でも、自治会を通して、地域の意向を確認させていただいて、移設や廃止に対応しております。

なお、集積所の管理については、設置から補修や改良など、ハード面については町が行っておりますが、清掃などの日々の管理は、自治会を通して、利用者である地域の方をお願いをしております。

また、ごみネットの老朽化や破損についても、自治会長や環境美化推進協議会委員からの連絡により町でネットを用意し、自治会長や委員に対処をお願いしております。

こうした現状を踏まえすと、ごみを含めて、地域の課題解決、調整に当たっては、やはり自治会組織が有効であると考えておりますので、ごみ収集のための新たな組織の検討よりも、引き続き自治会加入の促進を図っていききたいと考えております。

6項目めの「町内から出るごみを町外に持ち出さない」。ごみ減量化の啓発の方針として、生ごみについては、先ほどお話をした削減キャンペーンを中心に進めていきたいと思っておりますが、そのほかのごみ減量に向けては、家庭ごみ分別早見表にも掲載しておりますが、これまでの3R「リフューズ」という、これは不要なものは、もらわない、買わない、使わないという意味になりますが、この入り口での取り組みをプラスした、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）でごみの発生抑制、及び分別の徹底を図っていききたいと思っております。

なお、グリーンリサイクルセンターを除けば、廃棄物の処理地としては、町外ではありますが、焼却施設は山北町と共同で一部事務組合をつくり、足柄西部環境センターを整備し、区域内処理を行っておりますし、プラスチック製容器包装ごみやガラス瓶は日本容器リサイクル協会へ排出し、再資源化を、その他のごみについても、法令に従って適正に再資源化または処理を行っております。

最後に、7項目めの新住民の方々に、各自治会組織の仕組み、役割等がわかるようにということであります。

町では地域の自治会活動の発展を図るため、協働のまちづくり、地域づくりの担い手である自治会の活動を支援する考えであり、自治会加入の促進についても、積極的に支援をしていく考えであります。

その一つとして、現在、転入される方は、開成町役場の戸籍窓口で転入の手続をされているわけでありましたが、引き続き自治会担当課である自治活動応援課窓口にお寄りいただき、町民カレンダー配付とともに、自治会加入の案内を今しているところでもあります。窓口では、自治会の活動について説明をし、その場で加入の受付も行っております。

また、3月17日には、神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部と自治会加入促進に関する協定を締結いたしました。自治体への未加入世帯は、アパートなどの居住者が多い傾向にあるため、宅建協会の協力により、契約時など、自治会加入の働きかけをしていただいております。加盟不動産業者には、自治会長の連絡先をお伝えしておりますが、さらにパンフレットなどの作成し、提供をしていく予定であります。

先ほども申し上げましたが、自治会はごみの問題だけではなく、地域におけるさま

ざまな課題の解決を図り、住みよい地域をつくるための自主的に組織された団体になります。地域づくりの最も身近な担い手となる自治会の加入促進を、町としても積極的に支援をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

それでは、再質問していきたいと思います。再質問の前に、町では、町民サービスというものに対して、さまざまなサービスを提供しているところであります。私が思うには、町民が町民サービスの恩恵を受けるに当たって一番重要なものというのは、いろいろな自治会に限らず、さまざまな地域に住まわれている住民が、必ず受けるものは何かと考えた場合、また、生活の必需品は何かと考えた場合に、一つに道路、一つに川、一つにごみ集積所ではないかと考えているところであります。

いろいろな、例えば、スポーツ施設だとか、そういうところについては、特定の人が使われているというような中で、町民が直結した中で、切実に、自治会じゃないですよ、住民ですよ、全体の住民、加入者じゃない住民も含めた中で、サービスの提供を受けていくという部分で一番重要視しているのは、その3点が挙げられると。

そのような中で、毎年、予算、決算が行われている中で、ごみ集積所に関しては、予算が少ないのではないかと。町長は、方針の中で日本一というものを挙げた中で、その中できれいなまちづくりというものを挙げております。そのような中での出発点として、ごみ集積所のあり方というものが、どのように町は考えているのか。今、通告の中で質問に対して答弁をある程度もらいましたが、どういう方針の中でごみというものを見ているのか。置いてあるものを資源として見ているのか、どうなのか。そこら辺の位置付けが、いまいち本気度というのが見えないので、そこら辺の考え方、重要なのかどうかという部分を再度最初にお聞きしていきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

ごみの集積所だけではなくて、ごみ自体の考え方としては、やはり開成町はごみの焼却所を持たない町であります。かなり今、開成町は人口が伸びている中で、いかにごみを減らしていくことが、最大の課題だと思っています。

そういう中で、ごみの置き場所の問題としては、やはり景観上の問題がありまして、ほかの町を私もいろいろ見させていただいて、ボックス型で、きれいに外からごみが見えないような設置をしている町もありますし、うちのように、場所によってはきちんと官地があって、ごみの集積ができている場所もあれば、置く場所がなく、道路に、仮的でもありますけれども、ネットを置いて、置かせてもらっていると。いろいろな現状の中で、今できる中でやっていると。

日本一きれいなまちを目指す中で、以前にもごみの置き場の問題、もっときれいに

したらどうかといういろいろなご提案をいただいておりますけれども、できるだけその辺は景観上も含めてやっていきたいと思っておりますけれども、第一は、ごみを減らすと。根本からごみを減らすというのが一番大事だと思っています。

先ほどのキューロも含めて、水の三角切りの問題もそうですけれども、まず、根本で生ごみを減らしていくと。そこからスタートするのが、やはり大事だと思っておりますけれども、ごみの中でも再資源できるものは、開成町においては、できる限り再資源化の方向で今も進んでおりますし、これからもそういう方向でおりますので、ごみの分別収集が大変な部分があるかもしれませんが、それは自治会の皆さんにご協力をいただいて、できるだけ資源化もやる。あわせていろいろなトータルの中で、ごみの問題については考えていきたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ありがとうございます。町長答弁の中でも、やっていないと言っているわけではなくて、当然、これはごみを減らすというのは、これは当たり前のことであって、今後の課題でもあるのですが、そのごみを捨てる集積所について、予算確保がいまいち甘いのではないかと自分はっております。

また、自治会さんをお願いするというのも、今の流れの中では、組織があるわけですから、その部分を強化した中で、町長が挙げる自治会100%というものを可能にした中で、自治会プラス地域というようなニュアンスの中で、ごみの当番だとか、そういう見守りをしていくというのは合理的に通っているということで賛同するところですが、それは自治会加入率の向上というものとセットで考えていくという方針が示されているので、これは同意するところなんですけど、しかし、表向きではそうは言っているけど、現状では、自治会加入率100%というのは到底無理だと。

そのような中で、加入していない人と加入している人との調和というのですか、不公平差を今後はなくしていかなきゃいけないという課題もあるというのを頭の片隅に入れてもらい、そういうステーション施設、そういうものの充実、予算確保をしていくべきではないのかなというところで、ちょっと述べさせていただきます。

それでは、ごみ集積所に対して、町から見た集積所のごみ出しルールは、守られているのか。要するに自治会さんが見守りをしながら、いろいろな苦情処理からしているのが現状だと思います。そのような中で、現状としてごみ出しルールがちゃんと守られているのか。仮に守られていない、不法投棄されているものがあつた場合、誰がどうやって、どういう手続によってやっているのかというのを現状で報告してもらいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それでは、山田議員のご質問にお答えしたいと思います。

現状で、ごみ出しルールを守られずに出されたごみがどのように処理がされているのかということでございますが、まず、ごみの中でも、燃えるごみ、特に生ごみが混ざっているようなごみが、例えば、曜日が違う日に出されているとか、そういうものがあつた場合には、役場のほうに連絡をいただければ、自治会なり、先ほど申し上げた、環境美化推進協議会委員さんから、こういうごみが出ていると、カラスや猫に散らかされているよというお話があれば、役場で現地を確認に行き、回収をできるだけしております。

それから、それ以外、粗大ごみとか、不燃物とか、それが決まりの日に出されていない。出されずに放置されている場合には、町で用意をしました黄色の注意啓発シールというのがございます。このごみは、粗大ごみの場合は、町で申し込みをして、手数料を払ってからの回収になりますから、ルールを守られていないごみですよというような注意喚起のシールを張りまして、そこから一、二週間、これは出した人に回収していただきたいということから、一、二週間置きまして、それでもやはり回収されない場合には、最終的には町で回収するというようなシステムになってございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ありがとうございます。そこで活躍しているのは、自治会の役員の皆様だと思います。やはりそのところで、負担と考えていいものなのか。自治会に加入していない人も含めた中で、一緒にやることによって、ルールを守らない人が、ルールを守るようになるような仕組みというのが、今後必要ではないのか。要するに参加をしてもらうという、自治会で区切るのではなくて、地域として考えた中でのごみの管理というものを今後構築した中で、みんなできれいな町をつくっていくというのが理想ではないのかなと。その仕組みづくりを今後考えていただきたい。何でも自治会に頼るのではなくて、ぜひそこは、最初は、行政側で指導権を握った中で啓発をしていっていただきたいと思うところであります。

そのような中で、ごみ集積所というものが、すごく今後は重要ではないのかなと、私は考えているところであります。

そのような中で、例えば、最近、あじさい祭りがありました。あじさい祭りの期間中、会場近くのごみ集積所は利用禁止であると。場所はわかると思うんですけど、住民の理解があつてだと思ふのですが、設置場所が事情によって、移動するのはいかなものかというふうに私は考えるところで、またここで、自治会未加入者に対する周知、集積所に張り紙を張れば、何月何日から使用できませんよというふうにやれば、周知はしていますよという答弁が多分返ってくると思うのですが、私からすると、ごみ集積所というのは、ちゃんと位置付けた中で確保していくのが今後の課題ではないのか。お祭りがあるたびに、隣のステーション、徒歩何分かの場所ですけれども、そういう不便を住民に対してかけてしまう。それはよくないと位置付けた中で、ステー

ションの構築を今後してもらいたいというのが、私の要望であります。

そのような中で、今日は日曜議会で30分という短い時間の中で、これだけ多い量をやっているんですが、一番の願いは365日24時間、資源ごみを含めたステーションの構築をしていただきたい。それは開成町を一つにしたときに、1カ所にするものなのか。これは3分割です。3分割という言い方はいけないのですが、南部、中部、北部として考えるものなのか。北部が1カ所、中部が2カ所、南部が2カ所、合計5カ所、そういうステーションを常に屋根もあって、柵もあって、24時間、365日置くことができる。その中で、収集日が1週間に2回、1週間に3回というのは、それはそれであるとは思いますが。当然、ここで課題が出てくるのは、生ごみというものは腐ってしまいますので、そこら辺に、エコキュートでしたか、先ほど推進しているというものを設置するか、電動ごみ処理機を設置するものかはまた別として、そういう位置付けの中で、町民サービスのニーズに応えていくべきではないのかなと考えているところであります。

その背景とすれば、歩道だとか道路脇にネットを置いていること自体に理解ができないんですよ、私からすると。先ほど町長からは、即収集していますよというような答弁がありましたけれども、果たしてそれでいいのですか。早い話が、チラシ上ではごみをなくしてください、きれいな町にしますよと啓発している一方、ごみの収集日には、ごみが山になっているという現状を、町民、または通行している人間、通学路を歩いている子どもたちが見たときに、どのような印象を受けるかというものを考えていただきたいのですよ。そういうステーションというのは今後廃止をして、ちゃんと位置付けた中で構築をしていただきたいという願いがあって、今回、このような課題を挙げているところでありますが、24時間、365日置くことができる、町民サービスの向上をしていただくための予算措置、または政策決定というものは、今後考えていただけるのか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員から提案をいただきましたけれども、ごみの収集、また、ごみの置き場所の問題というのは、いろいろ難しい問題があると思うんですけれども、ほかの町について、私、いろいろ勉強させていただくと、戸別に1軒、1軒全部収集しているような町もあります。そうすると有料化という形になるかもしれませんが、どういう形が開成町にとって一番いいのか。また、景観上も含めて考えなきゃいけない部分は、山田議員が言われているのもあるかもしれませんが将来的に、いろいろなごみの集積、また収集の仕方を含めて、有料化も含めて考えなければいけないことになると思いますけれども、いろいろな検討、議論をしながら、また将来、考えていきたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。



○2番（山田貴弘）

それは今後考えていく中で、検討していただきたいと思っていますところであります。

なぜ、そういう提案をしていくかという、自治会さんに頼んでいる中で、ごみの集積所に対しては、自治会さんから町への要望ということで、これは1年間くくった中で、ごみ置き場については、6件、今回課題が挙げられているのが現状であります。その自治会要望からの投げかけの中で、ちょっと不満を感じているのが、ある地域で、道路の拡幅が今後予定をされている中で、その用地の一角、道路にごみ置き場をつくるということはできないので、ついでにちゃんとしたごみ置き場をつくって欲しくないかという要望に対して、町からの回答というのは、設置場所は自治会内で選定していただき、自治会要望で提出してくださいというコメントが書いてあるんです。私からすると、要望で上げているものに、決めてからまた要望で上げてくださいというのは何なのだと。正直言って、町民からすると嫌になっちゃうというのですか、みんなのための集積所を、きれいな環境に整えるために、道路をつくる時につくってもらいたいという要望を上げているのにもかかわらず、その要望に対して、また要望を挙げてくださいというのはなんぞやというので物すごく不満があって、そういう対応が積み重なっていくと、住民の苦情というものは物すごく膨大になってきて、示しがつかないという部分になっていきます。とかくごみ置き場というのは、隣接している地権者からしてみると、目の前にごみ置き場がくると土地の評価額が下がるという部分では、迷惑施設だとわかっていられると思いますが、これは地域のご理解があってからこそだと思います。そのつなぎをとるのは町ではないのかなと思いますので、これを何でもかんでも自治会に負担をかけるのではなくて、行政がもう少し入って調整をとるべきなのかなと思いますので、あと24秒ありますので、最後によろしく願います。

○議長（茅沼隆文）

町長、答弁は簡潔にお願いします。

○町長（府川裕一）

最後、自治会要望の話が出ましたので、自治会要望については、自治会長さんから挙げてもらう仕組みになっていて、また同じような答えを出してしまったというのは、こちらの不手際だと思いますので、その辺の対応については、きちんとこれから、そのようなことはないようにやっていきたいと思っています。

○2番（山田貴弘）

山田貴弘、終わります。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

これで山田議員の一般質問を終わります。